

自動販売機設置に係る仕様書

1 件名：自動販売機設置契約

2 設置場所及び台数

施設名	設置場所	台数
北市川運動公園 柏井町4丁目262番3 外	公園内（屋外）テニスコート西側1 台及びテニスコート東側1台	2台1契約

※ 設置場所詳細は、別添「物件説明書」を参照

3 契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 設置事業者の費用負担

(1) 販売手数料

販売手数料は、自動販売機の売上金額（消費税を含む）に納付率を乗じて得た額とする。

納付率とは、売上金額のうち、自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）が市川市スポーツ協会に納める額の割合であり、見積書（様式第1号）に記入した率とし、販売手数料は円単位とする。（小数点以下は切り捨て）

(2) 電気料

自動販売機の電気料については、すべて設置事業者の負担とする。設置事業者において、適正な規格品である計量機器（メーター、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。）を設置し、それにより計測した電気使用量に基づき計算した額とする。

電気料の計算方法は、自動販売機の電気使用量を施設の電気使用量で除した値に施設の電気料金を乗じて得た額とし、電気使用量の検針日は、市川市スポーツ協会が指定する日とする。

(3) 設置費等

自動販売機、メーターの設置及び撤去に係る費用については、すべて設置事業者の負担とする。電源工事等が必要な場合、その工事費も設置事業者の負担とする。

設置に当たっては、市川市スポーツ協会の指示に従うものとする。

(4) 遅延損害金

販売手数料及び電気料を納入期限までに支払わないときは、その翌日から納入日まで

の期間について、民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の法定利率の割合を乗じて計算した遅延損害金を賃貸人に支払わなければならない。

（5）納付方法

- ① 販売手数料 月払い
- ② 電気料 月払い

なお、いずれの場合もスポーツ協会が指定する口座に指定した期日までに納付するものとし、納付に係る手数料等は設置事業者が負担するものとする。

5 自動販売機の設置条件等について

（1）自動販売機の設置・機能について

- ① 本体規格については、物件説明書に記載した大きさ以内のものとし、できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- ② デザイン及び外観色は施設景観に配慮した色にし、自動販売機本体の表面及び側面は無地（社名等の記載不可）とすること。
- ③ 「学習省エネ」「ピークカット」「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入したノンフロン対応機であること。
- ④ キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型ICカードの対応ができること。非接触型ICカードは最低でも交通系、流通系の電子マネーの使用が可能とすること。
- ⑥ 自動販売機を据付ける場合は「自動販売機の据付基準」（JIS規格）等を遵守し、転倒防措置を講ずること。
- ⑦ 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。

（2）維持管理について

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行い、その時間・経路については、市川市スポーツ協会の指示に従い行うこと。
- ② 常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ③ 自動販売機に併設して、自動販売機1台毎にビン、缶、ペットボトル等を分別出来る回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。その際、他事業者の販売する商品の容器が混じっていても、そのまま回収すること。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に貼付される連絡先の他に、A5横サイズの、トラブル発生時の連絡先・当該自動販売機の位置・管理番号を記載したラベルを貼付すること。利用者からのクレームについては迅速かつ丁寧に対応すること。

⑥ 設置事業者の営業時間外でトラブルが発生した際に備えて、緊急連絡先を提出すること。

6. 販売商品について

- (1) 販売商品は飲料品（スポーツ飲料は必ず含む）とするが、健康食品を含めることは可とする。酒類及び酒類似品の販売は不可とする。
- (2) 販売価格はメーカー希望小売価格未満とすること。また、販売商品について「商品名、メーカー名、メーカー希望小売価格、販売価格」がわかるものを提出すること。
- (3) 販売商品は、市川市スポーツ協会の確認を得ること。

7. 報告事項

設置事業者は、自動販売機の売上金額及び本数について、月ごとに集計を行い、毎月指定した期日までに、市川市スポーツ協会に報告すること。

8. 貸付場所の返還

契約期間の満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して市川市スポーツ協会の確認を受けなければならない。

9. 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機設置に伴う事故については、市川市スポーツ協会の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10. 商品等の盗難及び破損

- (1) 商品等の盗難及び破損については、市川市スポーツ協会の責に帰することが明らかな場合を除き、市川市スポーツ協会はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11. 禁止事項

自動販売機設置事業の権利を第三者に転貸、移譲、若しくはそれに類似する行為をすることはできない。

12. 契約の解除

- (1) 市川市スポーツ協会は、自動販売機の設置場所が公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は自動販売機設置契約に定める義務を履行しないと認めるときは、契約の解除をすることができる。
- (2) 選定された設置事業者が契約をしないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約

したときは、その事実があった日から5年間において、当該事業者は市川市スポーツ協会が行う自動販売機設置事業等の募集に参加できなくなるものとする。

13. 災害時の対応

大規模災害時に市川市が飲料の提供を必要と判断した場合には、本契約と同時に締結する「災害時における自動販売機販売品の無償提供に関する協定書」に基づき、自動販売機内の商品を無料で提供すること。提供方法については市川市スポーツ協会と協議すること。

14. その他

この仕様書に書かれていない事項については市川市スポーツ協会と協議すること。